

別記様式第1号(第四関係)

吉川町吉安・大沢地区活性化計画

兵庫県三木市

令和5年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	吉川町吉安・大沢地区活性化計画		
都道府県名	兵庫県	市町村名	三木市
		地区名(※1)	吉川町吉安・大沢地区
		計画期間(※2)	令和5年度～令和7年度

目標：(※3)

本計画は、“酒米の王者”と評される酒造好適米「山田錦」の日本一の産地に立地する農産物販売拠点・交流施設の機能を強化して、酒米をはじめとする農村地域の農業生産を守り育てると共に、2025年の大阪・関西万博における内閣官房の「万博交流事業」などを通じて国内外へ日本酒の胚米(原料米)の栽培文化を伝え、次代につなぐ拠点施設を強化し、交流を通じて地域活性化につなげるものである。

兵庫県三木市は、酒造好適米「山田錦」の誕生の地であり、日本一の質と生産量を誇る日本酒原料米の産地である。中でも市域北東部に位置する吉川地域(旧吉川町、平成17年に三木市に編入)は江戸時代ごろから酒米の生産拠点として日本酒文化の礎を形作ってきた歴史を有し、現在においても国内の山田錦の主要産地となっている。その吉川地域は、近年は人口減少が続き、地域の活力を持続可能なものにすることが大きな課題となっている。また、地域内には大きな工場等も少なく、かつては町役場、農協、学校が町を代表する事業所であり兼業農家の働き先であった。しかしながら平成の大合併、農協の統合、少子化による学校の統廃合、さらには地域内に12コースあるゴルフ場においても経営の合理化で人員削減が進み、就労場所が大幅に減少しており、総人口の減少は、地域の主要産業である農業を担う農家人口(第1次産業従事者の就業人口)の減少につながり、山田錦の生産農家の後継者確保も課題となっている。

こういった課題を解決するため、吉川地域の中心部「吉川町吉安・大沢地区」に所在し、年間40万人を集客している農産物直売所「山田錦の館」をリニューアールし、機能強化する。農産物の直売機能の強化をはじめ、農産物および関連加工品の販売額を増大させ、農家所得の向上を通じて地域農業を振興するとともに、地域の特産品である酒米・山田錦を紹介するミュージアム機能を充実させ、山田錦の栽培技術や地域文化の発信を強化し、地域間交流の拡大による交流人口の増加を図るなど計画施設の整備を通じて地域の活性化を図っていく。

具体的には、次の3点を目標とする。

①地域産物の販売額の増加	約5,200万円	52,653千円＝427,183千円(R8～R10の平均目標額)－374,530千円(R1～R3の平均額)
②交流人口の増加	約18万人増	179,271人＝600,000人(R8～R10の目標値)－420,729人(R1～R3の平均値)
③イベント集客人数の増加	3,200人増	3,200人＝14,400人(R8～R10の目標値)－11,200人(現状値)

目標設定の考え方

地区の概要：

三木市は、兵庫県南東部に位置し、神戸市と隣接する。市域の西部は住宅市街地が広がり、吉川地域などが位置する東部は豊かな自然に囲まれた農村・田園地域から成る。東西南北に延びる高速道路網の要衝であり、大阪や神戸、京都からいずれも車で約40～60分で訪れることができるなど、都市部からの交通利便性にも優れている。吉川地域は12コースのゴルフ場が立地し、コロナ禍の中でも年間約60万人の来場者があるが、このうち活性化計画を立てた吉川町吉安・大沢地区は吉川地域の中心に位置する。当地区には、地域特産の酒米・山田錦を紹介する山田錦ミュージアムと農産物直売所、加工施設等を有する「山田錦の館」と温泉交流館「よかたん」が立地する。山田錦の館には年間約40万人、温泉交流館には年間約16万人が来場し、当地区はもとより吉川地域全体の地域活性化拠点となっている。

吉川地域は、昭和11年に兵庫県酒米試験地が開発し、現在も「酒米の王者」と評される最高級酒米「山田錦」の誕生の地(吉川町吉会に所在する試験田において栽培された)であり、以来85年以上にわたり地域を挙げて山田錦の生産を守り、最高品質の酒米を産出することで全国の酒蔵を支える地域である。

今回の活性化計画の対象地である吉川町吉安・大沢地区は、昭和58年7月1日に区区分のない都市計画区域(吉川都市計画区域)の指定を受けている。平成17年に旧三木市と合併する以前より、山田錦の最高級産地として灘五郷に代表される全国各地の酒蔵に原料米を出荷する地域として日本酒の製造を支えてきた。吉川地域は、ほぼ全域が農業振興地域の指定を受け、農用地区域については県営圃場整備事業及び国営東播用水事業の受益地となっている。東播用水事業に合わせて国営農地造成事業が行われて以来、ブドウの栽培も行われ、地域の特産品となっている。他にも、イチゴや黒大豆、黒枝豆などの栽培も盛んであり、兵庫県特認中山間地域という営農条件が不利な農地を維持しながら多種多様な農産物が栽培されている地域である。

当地区においては、県営圃場整備事業が実施されていなかったが、現在、吉安地区で団体営圃場整備事業の計画が進められており、営農意欲の高い地区である(大沢地区は大正時代に圃場整備済み)。

現状と課題

上記のとおり、今回計画する吉川町吉安・大沢地区に所在する「山田錦の館」は酒米の山田錦をはじめ、ブドウやイチゴを中心とした多様な農産物の生産が盛んであり、都市部から多くの人々を呼び込む都市近郊の農村地帯である。とりわけ「山田錦の館」は、吉川地域の中心に位置し、山田錦の生産地域のシンボルとして山田錦の栽培文化の発信も担う拠点である。地域唯一の農産物直売所としてブドウやイチゴを中心とした農作物等を販売し、地区住民の大切な収入源や営農意欲の源となっている。

しかしながら、他の農山漁村と同様に、吉川地域全体で人口減少や高齢化が進み、地域農業の担い手・後継者不足が顕在化している。各農村を支える篤農家を維持し、良質な山田錦の生産体制を持続可能なものにすることが喫緊の課題である。このため、農産物直売所「山田錦の館」を再整備することで機能を強化し、吉川地域の最高級山田錦を取り巻く酒米文化を広く普及するとともに、地域で生産される「メイドイン吉川」の良質な農産物の生産を拡大させ、農業収入の増加を図る生産・販売体制の強化に取り組む必要がある。

今後の展開方向等(※4)

地域のシンボリック的存在である「山田錦の館」を改築し、農産物販売力を強化することで購買客や観光客の増加、販売力の向上を図っていく。酒米・山田錦の特徴だけでなく、篤農家と酒蔵の直接契約栽培の仕組みである「村米制度」などの酒米生産の歴史を展示し、そこで山田錦を原料に使用した日本酒を販売することで、計画施設の魅力、販売力を高めていく。

計画施設「山田錦の館」の機能を強化することで関西一円を中心とした広域的な知名度の向上を見据え、施設隣接や計画地区の農地における農業体験活動を推進し、施設を発着点として各地を結ぶ農村地域のウォーキングやサイクリングを促進して周遊を進める。大阪・関西万博に関連する「万博国際交流プログラム」(内閣官房)の実施や、兵庫県の「フィールド・ミュージアム」への参画、農業体験イベントの実施や旅行ツアーの誘致による観光と農業の連携強化を通じ、都市部との交流人口の増加につなげる拠点として、地域の新たな担い手の掘り起こし、並びに購買客、観光客の増加につなげる。

「山田錦の館」の魅力を強化して農産物直売所への来場者を増加させることで、滞在時間の長時間化を促すとともに、隣接する温泉交流施設「よかたん」等と併せて宿泊体験活動の受け入れ機能を強化する考えである。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
三木市	吉川町吉安・大沢地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	三木市	あり	ハ	
三木市	吉川町吉安・大沢地区	地域資源循環活用施設(自然・資源活用施設)	三木市	あり	ハ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
三木市	吉川町吉安地区	社会資本整備総合対策事業交付金	三木市	国土交通省所管事業

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

<p>【内閣官房】 2025年(令和7年)の大阪・関西万博に向けて「万博国際交流プログラム」に全国2自治体のうちの交流モデルとして参画し、万博を契機とした交流人口の拡大に取り組んでいく。(縁結び課)</p> <p>【近畿経済産業局】 大阪・関西万博にかかる地域ブランド強化の取り組みにおいて、酒米振興を絡めた取り組みを検討中である。(縁結び課)</p> <p>【兵庫県】 大阪・関西万博に向けて兵庫県が取り組む体験型事業プログラム「ひょうごフィールドパビリオン」において、酒造好適米の山田錦と日本酒を絡めたプログラムを実施する予定である(2022/6/17 同事業の県知事会見が計画地区内の山田錦栽培圃場で実施された)。(縁結び課)</p> <p>兵庫県が進める広域サイクルツーリズムにおいて、計画施設はサイクル拠点施設に位置付けられており、引き続き同取組を推進していく。(観光振興課)</p> <p>【神戸市】 神戸市北区の「道の駅神戸フルーツ・フラワーパーク大沢(おおぞう)」と連携し、今回計画施設をつなぎ、エリア内の農村地域に親しむ広域サイクルツーリズムを実施している。令和5年度中には立ち寄りスポットをまとめたパンフレットを発行する予定としており、2市共同による関連イベントを引き続き実施していく。(観光振興課)</p>
--

3 活性化計画の区域(※1)

吉川町吉安・大沢地区	区域面積(※2)	327 ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 吉川町吉安・大沢地区は、三木市北東部に位置している旧吉川町のうち、地域住民および交流人口が集中する拠点施設(今回計画施設を含む)が立地する「山田錦の郷」の所在地区であり、活性化計画地区として設定する。 令和4年1月現在、計画地区においては田・畑・山林・原野等の農林地が82.2%を占めている。(三木市固定資産台帳データより) 計画地区内の農林業従事者数は45人で、同地区内の15歳以上の全就業者数261人の17.2%を占めている。(令和2年国勢調査より) 以上のとおり計画地区の土地利用状況、農林業従事者数等を鑑みて、農林業が重要な産業となっている地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 吉川地域(旧吉川町)の人口は平成14年の9,526人をピークに減少を続けている。三木市と合併した(平成17年10月)直後の平成17年12月末に9,271人だった人口は、令和4年12月末時点で6,613人となり、2,658人(約30%)減少した。地域の高齢化率も平成17年12月末の22.1%から37.3%(令和4年12月末)にまで上昇している(住民基本台帳より)。人口減少や高齢化が進んでいることから、新たな担い手の掘り起こしを目的とした交流人口の増加、それに連動した地域農業の振興が喫緊の課題となっている。 計画地区の吉川町吉安・大沢地区においても同様の状況であるが、その中でも計画する交流拠点は、地域内外から年間40万人超を呼び込むシンボリックな施設となっている。農村地域の衰退が危惧される状況下において、計画施設を活性化させることが農村地域全体の活性化に効果があると期待できる。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 本計画の対象地域が立地する旧吉川町は、昭和58年7月1日に区域区分のない都市計画区域(吉川都市計画区域)に指定されている。市街化区域および都市計画法に定められる用途地域の指定はなされておらず、既に市街地を形成している区域以外の地域である。 大沢地区においては、大正時代に圃場整備が実施され、吉安地区においても現在、団体営圃場整備事業の計画が進められるなど優良農地が広がる営農意欲の高い地域である。</p>		

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整 区域の内外		
①									
②									
③									

記載事項ありません。

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が 農振法上の農 用地等に該当 する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	記載事項ありません
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

	規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ	
規則第7条第1号ロ	
規則第7条第1号ハ	
規則第7条第1号ニ	
規則第7条第1号ホ	
規則第7条第1号ヘ	(1) (2)
規則第7条第1号ト	

3 その他参考となるべき事項

--

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

(4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		記載事項ありません
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面
- (2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。
- (3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項（農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項）

（注）特定開発行為若しくは建築行為等（法第5条第11項）に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。
また、「（別添3）都市計画法の特例措置」を添付すること。

（注）特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地（※1）	記載事項ありません
開発区域の面積	
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種類（※2）	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在（※3）	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該農林漁業団体等（個人である場合を除く。）の定款又はこれに代わる書面
- (2) 当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 特定開発行為を行う場合には、
 - ① 開発区域（開発行為をする土地の区域）の位置を表示した地形図
 - ② 現況図（a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの）
 - ③ 土地利用計画概要図（a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの）
 - ④ その他参考となるべき書類
- (4) 建築行為等を行う場合には、
 - ① 付近見取図（方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの）
 - ② 敷地現況図（建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの）
 - ③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合（指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合（指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。））にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
記載事項ありません													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: 吉安上地区協議会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

吉安上地域は、良質な酒米(山田錦)を中心に生産しているが、高齢化が進み、後継者の不足による遊休地の増加や個別農家での農業施設の適正な管理の困難な状況が顕著になってきている。

(2) 目標

吉安上地域では、現況の課題を克服するため、農家と地域住民が垣根を越えて協力を、組織的な維持管理を行うことにより多面的機能の発揮の促進を図ることを目標としている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 ○ その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
	○ 多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	

② 実施区域

(別添)実施区域位置図のとおり

(2) 活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

事業に係る施設の所在は、(別添)実施区域位置図のとおり。
施設の種類は、農用地(田)、農業用施設用地(水路、農道、ため池、農用地に係る施設)。
活動の別は、「農地維持活動」、「資源向上活動」

2) 活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

農用地、水路、農道、ため池を点検し、その結果に応じて保守管理を行う。

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

資源向上支払(共同)については、農用地、水路、農道、ため池の機能診断を行い、軽微な補修計画を策定する。
資源向上支払(長寿命化)については、水路、農道、農用地に係る施設、ため池の補修、更新を年度計画に従って実施する。

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1) 農業生産活動の内容(※4)

該当なし

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

該当なし

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

該当なし

2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

該当なし

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

活動開始年: 令和元年度

活動終了年度: 令和5年度

(添付資料)

- 多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- 多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2~7のうち事業の申請に必要なもの
- 多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
農地維持支払	令和元年度	令和5年度
資源向上支払(共同)	令和元年度	令和5年度
資源向上支払(長寿命化)	令和元年度	令和5年度
中山間地域等直接支払	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	2,260a	a	a		2,260a	a
中山間直払	a	a	a	a		
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積	環境直払 (※2)					a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		3,100km	2,200km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	1,000km	0.15km	10箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

(別添)
実施区域位置図

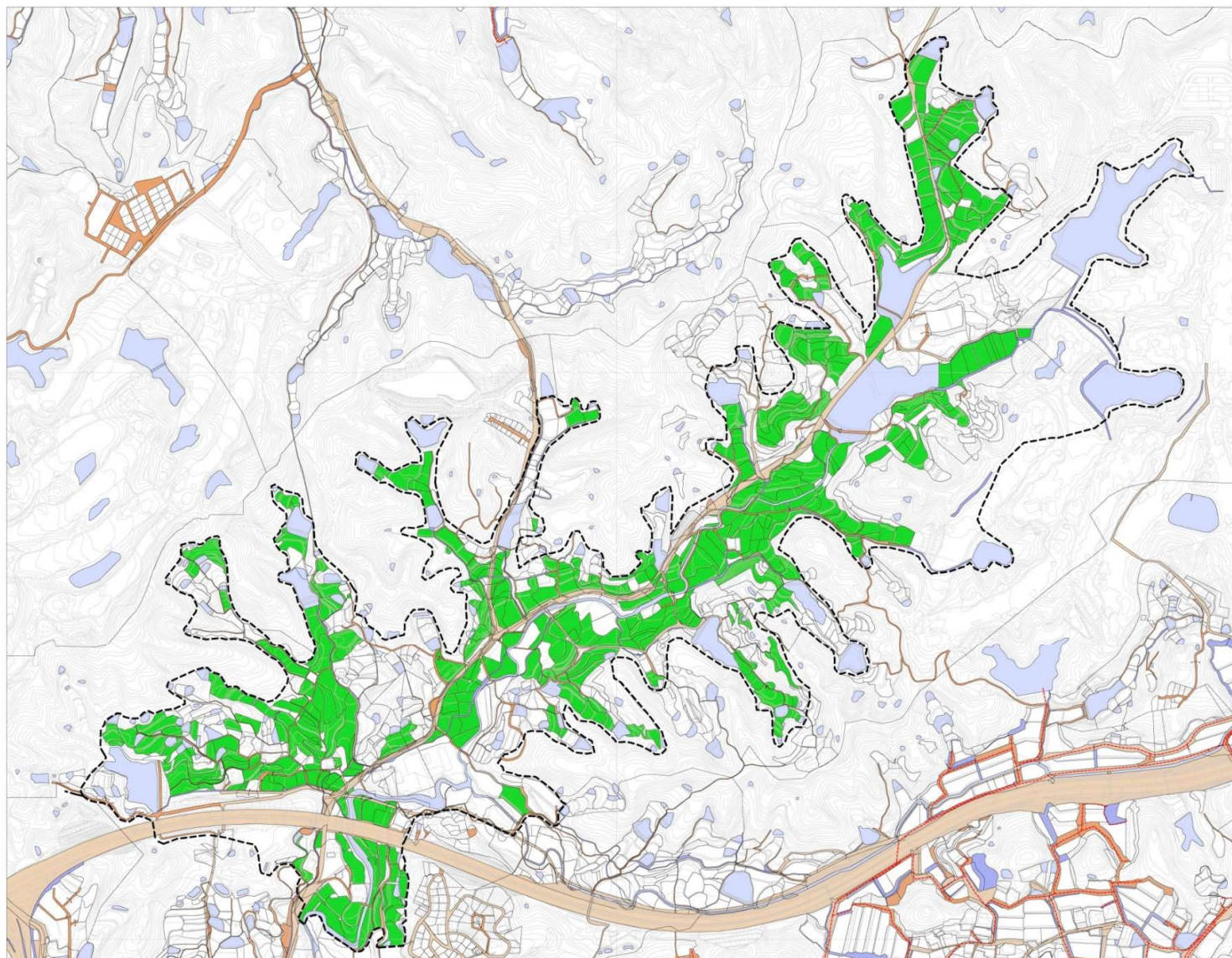
組織名称:

1号事業(多面支払)

2号事業(中山間直払)

3号事業(環境直払)

吉安上地区協議会



協定の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境向上活動を実施する範囲

10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

記載事項ありません

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画の達成状況については、事業実施期間終了後、3年間の評価期間(令和8年度～10年度)に効果発現状況を把握し、令和11年度に計画地区において計画に関わる施設における各目標数値について、関係者からの聞き取り及び関連資料を基に、目標達成状況の検証を行う。具体的な確認方法は下記①～③によるものとし、関係者を集めた各会議にて意見やデータを集約し、吉川まちづくり公社取締役会および市関係者を交えた総括会議を実施する。その後、それらの内容を基にして兵庫県担当者および中小企業診断士等の識者に達成状況の評価を依頼する。

- ①地域産物の販売額 農産物は納入農家の団体である「ようしょう会」の事業決算書及び「山田錦の館」全体の販売を管理する「(株)吉川まちづくり公社」の決算書類等から販売額を把握し、効果発現状況を評価します。
- ②交流人口の増加 現状値は計画施設の「山田錦の館」のレジ通過者数を基準値としているため、当該施設におけるレジ通過者数から効果発現状況を判断します。
- ③イベント集客人数 各イベントの主催者に照会し、参加者数を掌握して評価します。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内的の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。

農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。